

松江市告示第 465 号

松江市テイクアウト応援事業（救援事業）補助金交付要綱（令和 2 年松江市告示第 371 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 7 月 21 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前												
<p>(補助の対象等) 第 3 条 略</p> <table border="1" data-bbox="204 949 778 1529"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="204 949 778 999">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 999 496 1480">補助金の交付対象である事務又は事業の内容</td> <td data-bbox="496 999 778 1480">補助金の交付の対象となる事業は、利用者から依頼を受け、利用者が希望する商品等を購入し、利用者の自宅に提供する業務(令和 2 年 9 月 30 日までに実施するものに限る。)</td> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="204 1480 778 1529">略</th> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 (この告示の失効) 2 この告示は、<u>令和 3 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p>	略		補助金の交付対象である事務又は事業の内容	補助金の交付の対象となる事業は、利用者から依頼を受け、利用者が希望する商品等を購入し、利用者の自宅に提供する業務(令和 2 年 9 月 30 日までに実施するものに限る。)	略		<p>(補助の対象等) 第 3 条 略</p> <table border="1" data-bbox="810 949 1385 1529"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="810 949 1385 999">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="810 999 1102 1480">補助金の交付対象である事務又は事業の内容</td> <td data-bbox="1102 999 1385 1480">補助金の交付の対象となる事業は、利用者から依頼を受け、利用者が希望する商品等を購入し、利用者の自宅に提供する業務_____</td> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="810 1480 1385 1529">略</th> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 (この告示の失効) 2 この告示は、<u>令和 2 年 7 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p>	略		補助金の交付対象である事務又は事業の内容	補助金の交付の対象となる事業は、利用者から依頼を受け、利用者が希望する商品等を購入し、利用者の自宅に提供する業務_____	略	
略													
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	補助金の交付の対象となる事業は、利用者から依頼を受け、利用者が希望する商品等を購入し、利用者の自宅に提供する業務(令和 2 年 9 月 30 日までに実施するものに限る。)												
略													
略													
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	補助金の交付の対象となる事業は、利用者から依頼を受け、利用者が希望する商品等を購入し、利用者の自宅に提供する業務_____												
略													

附 則

この告示は、令和 2 年 7 月 21 日から施行する。